# 社会保険等未加入対応マニュアル

## 1 目的

これまで県土整備部においては、県営建設工事入札参加資格審査における社会保険等未加入業者の排除や、建設業許可申請時等における加入指導等の社会保険等加入促進に向けた取組を行ってきたところであるが、国の直轄工事においては、平成29年度からすべての下請負人が社会保険等加入業者に限定されるよう工事請負契約書が改正され、社会保険等未加入対策が強化されている。

本県においても、平成30年度から県発注工事の下請負人に対する社会保険等未加入 対策を行うこととしたため、その取扱いについて示すものである。

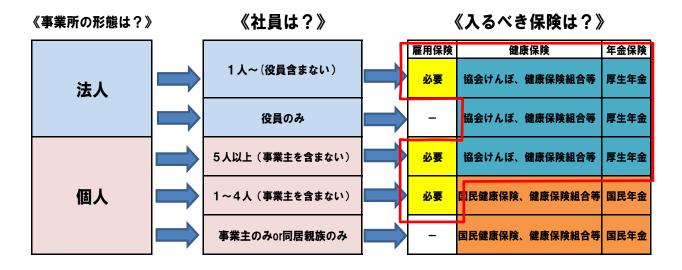
- 2 今回の取組で対象とする建設業者及び社会保険等
  - (1) 対象とする建設業者

岩手県発注の建設工事における全ての下請負人(二次以下の下請負人も含む。) のうち、建設業許可業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者。以下同じ。) である者。

- ※ 元請負人は、県営建設工事入札参加資格審査において社会保険等の加入状況を 確認済みであることから、今回の取組における確認の対象外となる。
  - また、建設業許可を取得していない者も対象外である。
- (2) 対象とする社会保険等の届出の義務
  - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、以下「社会保険等」という。)

# 3 加入が必要な社会保険等 事業者は、【表-1】の社会保険等の加入が必要である。

## 【表一1】



- 「赤枠」で囲っている部分の保険加入について確認する。
- ・この表は、社会保険の大まかな適用関係を整理したものであり、実際の適用関係と 異なる場合もあるので注意すること。

#### 4 確認方法等

(1) 元請負人の報告について

請負者は、所定の様式「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」に、下請負人について、建設業許可業者であれば建設業の許可に係る必要事項を記載、社会保険等の加入状況を適切に記載すること。

《保険加入の有無の記載について》

「加 入」:【表 - 1】赤枠内の社会保険等に加入している場合。 「未 加 入」:【表 - 1】赤枠内の社会保険等に加入していない場合。

※「適用除外」:【表一1】赤枠外は、基本的に適用除外と記載する。

※健康保険については、建設国保(中央建設健康保険組合等)に加入し、健康保険適用除外の承認を受けている場合等の適用除外となる場合もある。

## (2) 確認について

監督職員は、工事の元請負人から「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」の 提出があった都度、下請負人の「建設業の許可」を確認するとともに、「健康保険 等の加入状況」欄に社会保険等加入状況に「未加入」がないか確認する。

このとき、「加入」又は「適用除外」を証明する資料の提出は求めなくてよい。 「適用除外」と記載するところを、「未加入」誤って記入していることもあるため、「未加入」と記載があるときは請負者に再確認すること。

建設業許可申請時に社会保険等加入の有無を確認しているので、建設業許可の担当者に確認してもよい。

なお、作業員一人一人の加入状況を確認するものではなく、事業所単位での加入状況を確認するものである。

## 5 発注者の対応

- (1) 「加入」、「適用除外」の対応 対応を要しない。
- (2) 「未加入」の対応 請負者に再確認し、「未加入」であった場合は、次のとおりとする。
  - ア 「一次下請負人」が社会保険等未加入の建設業許可業者であった場合 受注者に対し、速やか(概ね7日以内)に理由書(様式第4号)を提出する よう通知(様式第1号)すること。
    - (ア) 理由書が提出されなかった場合

特別の事情を有すると認められないため、岩手県県営建設工事請負契約書第7条の2第1項違反による指名停止措置の対象とし、県営建設工事に係る指名停止等の事由通報を行う(併せて、指名停止措置に伴う工事成績評定の減点となる。)。

通報手順については、事故に係る措置と同様である。

未加入の下請負人については、建設技術振興課へ報告する(様式第7号)。

- (イ) 理由書が提出された場合
  - a 理由書に記載の理由が特別の事情に該当するか、発注公所で検討し、 特別の事情を有すると認められないときは、その旨を受注者に対し通知 する(様式第2号)。

岩手県県営建設工事請負契約書第7条の2第1項違反とし、上記(ア) と同様に取り扱う。

b 特別の事情を有すると認められるときは、通知をした日から30日以内に当該業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)(様式第5号)の提出を求める(様式第2号の2)。

確認書類の提出がない場合又は提出があっても未加入のままであった 場合は、岩手県県営建設工事請負契約書第7条の2第1項違反とし、上記 (ア)と同様に取り扱う。

- イ 「二次以下の下請負人」が社会保険等未加入の建設業許可業者であった場合 受注者に対し、通知を行った日から30日以内に、確認書類又は理由書を提出 するよう通知すること(様式第1号の2)。
  - (ア) 理由書かつ確認書類が提出されなかった場合

特別の事情を有すると認められないため、岩手県県営建設工事請負契約書第7条の2第1項違反とし、発注者から文書注意を行う(工事評定減点対象)。 未加入の下請負人について、建設技術振興課へ報告する。

## (イ) 理由書が提出された場合

a 理由書に記載の理由が特別の事情に該当するか検討し、特別の事情を有すると認められないときは、受注者に対し、通知をした日から30日以内に保険加入を確認できる資料の提出を求めること(様式第3号)。

30 日以内に保険加入が確認できる書類の提出がないときは、発注者からの文書注意を行う(工事評定減点対象)。

未加入の下請負人について、建設技術振興課へ報告する。

b 特別の事情を有すると認められるときは、受注者に対しその旨を通知する(様式第3号の2)。

未加入の下請負人について、建設技術振興課へ報告する。

### 6 特別の事情の判断について

元請業者が提出した理由書において、「特別の事情」を有すると認められる場合は、 直ちに契約違反とはならない。

「特別の事情」を有する場合とは、例えば、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、そうした技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられる。

加えて、中小企業が多い二次以下の下請負人には、社会保険等に加入する意思はあるものの、経営状況が厳しく直ちには加入できない者がいることが想定される。そのような事情に配慮し、より自発的な加入を促すための経過措置として、二次以下の下請負人については、次回に県営建設工事の下請負人となるまでの間に加入することを誓約した場合についても、当該特別の事情があるとみなすことが考えられる。

その場合、加入を誓約する書面(以下「誓約書」という。)(様式第6号)を提出させるものとし、提出のあった誓約書は、理由書とともに発注者が保管する。

いずれにしても、「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとする。

## 7 建設技術振興課への報告

発注担当部局は、社会保険等未加入業者のうち、最終的に確認書類が提出されず、加入の確認ができなかった業者(二次以下の下請負人で特別の事情を有すると認めた者も含む。)について、施工体制台帳(当該社会保険等未加入建設業者に係る部分)の写しを添付し、建設技術振興課建設業振興担当に報告する(様式第7号)。

- 8 (参考) 各保険の加入が確認できる書類について (別添資料参照)
  - (1) 健康保険・厚生年金保険
    - •「領収証書」、「社会保険料納入証明(申請)書」
    - ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
    - ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」(年金事務所の受付印のあるもの)
  - (2) 雇用保険
    - ・「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
    - •「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」
    - ・「雇用保険適用事業所設置届」(公共職業安定所の受付印のあるもの)

## 9 その他

- (1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認資料は、契約関係 図書の一部として発注者が保存すること。
- (2) 工期終了後に、下請負人が社会保険等未加入建設業者であると判明した場合も対応する。
- (3) このマニュアルは、平成30年4月1日以降に入札公告を行う県営建設工事から適用する。

## 【確認ポイント】

